

自転車保険に加入しましょう！



★富山県自転車活用推進条例により、自転車を利用する方や自転車を活用する事業を営む事業者は、自転車損害賠償保険等への加入に努めることとなっています。

道路交通法上、自転車は車両（軽車両）の一種です。

事故の状況によっては重い刑事責任を問われる可能性もあります。

過去、自転車事故によって次のような高額な賠償請求がされています！！



【事例①】 ⇒ 賠償額 9,521万円

小学生が夜間、自転車で走行中に道路において歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等で意識不明の重体となった。

【事例②】 ⇒ 賠償額 6,779万円

高校生が昼間、自転車で車道を斜めに横断し、対向してきた自転車の男性と衝突。男性に重大な障害が残った。

現在、ご自分が自転車保険に加入しているか確認してみましょう！



～自転車保険加入の確認シート～

自転車での事故で、他人にケガをさせた場合に相手への損害を補償できる自転車保険に加入していますか？

はい

いいえ (わからない)

現在、加入している保険（自動車の任意保険・火災保険・共済等の団体保険等）に自転車損害賠償保険が付いていますか？

はい

いいえ

自転車に“TSマーク付帯保険”がついていますか？
(有効期限の確認が必要です)

わからない

はい

いいえ

自転車保険に加入しています。

自転車保険に加入していない状態です。

加入している保険会社に契約内容をご確認ください。